常議員立候補のご挨拶

加　藤　朝　道

この度、PA 会からご推薦をいただき、令和 4 年度の日本弁理士会役員定時選挙において常議員として立候補させて頂くことになりました加藤朝道と申します。立候補にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

高い視座で共に挑もう
知財制度と弁理士は国の発展の要

この標語に私の思いが集約されております。

自身は戦争遺児であり、平和への関心は強く、60 年安保闘争にも参加しました。当時は、日本が戦争に巻き込まれることが最大の危惧でした。名古屋大学理学部在学中に米ソの水爆実験があり、物理学に進んでよいか迷いが生じました。その後ドイツ留学の機会に恵まれ、産業技術の健全な発展の重要性を認識しました。その時の経験が、その後弁理士としての活動のバックボーンになっているようです。

時代は変わり、米中 2 極時代に突入しています。我が国の立ち位置はどうあるべきか、地球温暖化、新型コロナウイルス、人口減少への対応、いずれをとっても簡単な解決策は、出てきそうにありません。

かくて、今や、技術革新・イノベーションを核として、国際的大競争を勝ち抜いていくことこそが、国、企業にとって唯一の道であろうと思われます。

知財制度の重要性は、それが、産業社会の自由競争の国際的ルールとして、共通のものとされている点にあります。パリ条約にある内外国人平等の原則、優先権制度の下で、それが担保されます。今後さらに、新規性猶予制度の国際調和も求められます。

弁理士制度は、知財制度を円滑に運用するための潤滑剤であります。各国に有効な弁理士制度が存在することによって当該国民に限らず、国際的にも外国での知的財産権の確実な保護が可能になります。今一度この点の重要性を確認したいと思います。

米国、欧州（独、英）などしっかりした弁理士制度の存在する国が、現在世界で主導的地位を占めています。我が国の弁理士制度も、こうした国際的視野の中で、見直すことが求められるでしょう。

弁理士会での活動歴は、PA 会から推薦を受け常議員（昭和 62 年）、特許委員会委員長（平成 4, 5 年）、副会長（平成 10 年度）、研修所副所長（平成 12 年）などを務めてまいりました。

記憶に残るのは、特許委員会時代の審査基準導入（新規事項禁止）と実用新案の無審査登録化、特許法第 70 条第 2 項導入、それから副会長時代の特許法第 105 条の改正（侵害行為立証のための書類提出、私の提言による）などがあります。これは、当時施行予定であった、新民事訴訟法の欠陥を補うものです。

弁理士として関与したもので特筆したいものは、希土類鉄ボロン磁石の発明です。EV モーターに使われます。優先日 1982 年には中国特許法がなく、85 年に導入されました。そのため中国では、基本特許の保護が得られず、世界中に侵害品が流出し続けました。今では、中国は、希土類資源国として、世界一の生産国となっています。知財制度の重要性を示す典型例です。

知財制度・弁理士制度の改革には、政治への関与も求められます。自身、日本弁理士政治連盟にも関与しましたが、知的財産の創造、保護及び活用が国家戦略として推進される知財基本法の成立（平成 14 年）が特筆されます。加えて、弁理士代表を知財戦略本部員として送り込んだことです。

こうした動きが、さらに発展するよう、日本弁理士会の活動に貢献すること、これを常議員としての責務と心得、皆様とともに、挑み続ける所存であります。よろしくお願い致します。

（文書責任者：高橋雅和）